

令和6年12月10日招集

令和6年

第6回若桜町議会定例会会議録

(令和6年12月10日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局 長		上 川 恭 子	
書 記		秋 田 恵理香	
提 出 議 案 の 項 目			
件数	件 名	議 案 名	議決結果
1	議案第 78 号 (専決第 4 号)	専決処分の承認について 令和 6 年度若桜町一般会計補正予算 (第 4 号)	原案認定
2	議案第 79 号 (専決第 5 号)	専決処分の承認について 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	原案認定
3	議案第 80 号	令和 6 年度若桜町一般会計補正予算 (第 5 号)	原案可決
4	議案第 81 号	令和 6 年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
5	議案第 82 号	令和 6 年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
6	議案第 83 号	令和 6 年度若桜町簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
7	議案第 84 号	令和 6 年度若桜町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
8	議案第 85 号	若桜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	原案可決
9	議案第 86 号	若桜町包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
1 0	議案第 87 号	若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
1 1	議案第 88 号	若桜町ふるさと応援寄付条例の一部改正について	原案可決
1 2	議案第 89 号	若桜町表彰条例の一部改正について	原案可決
1 3	議案第 90 号	鳥取県町村総合事務組合規約の変更について	原案可決

令和 6 年第 6 回若桜町議会定例会（第 1 号）

招集年月日	令和 6 年 1 2 月 1 0 日				
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）				
開 会	午前 1 0 時 3 0 分				
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆	
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守	
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明	
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠	
	5 番		1 0 番	山 根 政 彦	
不応招議員					
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆	
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守	
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明	
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠	
	5 番		1 0 番	山 根 政 彦	
欠 席 議 員					
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司	
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢	
	教育委員会次長	下石 裕美	総 務 課 長	山口由企夫	
	町 民 課 長	川戸 康之	企画政策課長	谷本 剛	
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二	
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹	
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	中島 毅彦	
	農業委員会事務局長	小林 貴之			

令和 6 年 1 2 月議会定例会
会議の顚末
本会議（1 2 月 1 0 日）

議長（山根政彦）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は 9 人です。

定足数に達していますので、令和 6 年第 6 回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、議長において、小林誠議員、中尾理明議員を指名します。

日程第 2

「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 2 日までの 3 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。
（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 1 2 月 1 2 日までの 3 日間に決定しました。

日程第 3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、議員派遣報告を行います。

若桜町議会 9 月定例会において議決し、派遣を決定しました議員派遣について、報告書が提出されています。

若桜町議会報告第 1 7 号 令和 6 年度鳥取県町村議会議員研修会につきましては、印刷をしてお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した陳情について報告します。

今期定例会において受理した陳情は、お手元に配布の「請願等文書表」のとおりです。

日程第 4

議案第 7 8 号 専決処分の承認について、専決第 4 号 令和 6 年度若桜町一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 7 9 号 専決処分の承認について、専決第 5 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを一括してを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

皆さんおはようございます。それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第 7 8 号及び議案第 7 9 号 専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第 3 項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

はじめに議案第 7 8 号 専決第 4 号の令和 6 年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に 5 1 9 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 6 億 1, 2 7 3 万 9 千円とするものでございます。

概要につきましては、歳入に、県支出金 5 1 9 万 9 千円を追加しておりますし、歳出では、総務費に、衆議院議員選挙に係る費用として 5 8 3 万 5 千円を増額しております。

なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、6 3 万 6 千円を減額しております。

次に、議案第 7 9 号 専決第 5 号の鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協

議について、でございますが、これは、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し協議することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第80号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議案となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第80号 令和6年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,655万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億2,929万1千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

地方交付税では、普通交付税6,423万円を、分担金及び負担金では、老人保護措置事業負担金として15万2千円をそれぞれ追加いたしました。

国庫支出金では、障がい者自立支援給付費等負担金として1,055万円、生活保護費国庫負担金として754万6千円、児童手当負担金149万5千円などを増額しておりますし、デジタル田園都市国家構想交付金125万2千円を減額するなど、その他の補正と

合わせまして総額2,017万5千円追加しております。

県支出金では、障がい者自立支援給付費等負担金として527万5千円、特別医療費補助金41万5千円を増額するなど、その他の補正と合わせまして総額615万5千円を追加いたしました。

財産収入では、土地売却代金として106万1千円を、寄附金では、ふるさと納税に係る指定寄付金として3,000万円をそれぞれ追加しております。

繰入金では、普通交付税交付額の増額が見込まれるため財政調整基金繰入金613万円を減額しております。

諸収入では、町有自動車共済金など合わせまして総額90万9千円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

総務費では、移住定住促進事業に34万1千円、観光列車運行に係る収支試算及び経済波及効果の調査費用など若桜鉄道対策事業に251万5千円、ふるさと応援基金積立に3,000万円、ふるさと納税推進事業に1,368万円、戸籍住民基本台帳事務に132万円をそれぞれ増額し、総額4,785万6千円を追加いたしました。

民生費では、障がい者福祉事業に197万8千円、自立支援給付事業に2,189万4千円、後期高齢者医療事務費に437万1千円、生活保護扶助費に1,006万3千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額5,458万円を追加いたしました。

衛生費では、インフルエンザ予防、任意予防接種及び新型コロナウイルス対策事業の予防費に154万2千円、簡易水道会計繰出金に715万3千円をそれぞれ増額し、総額869万5千円を追加しております。

商工費では、観光事業費に90万円、町営スキー場施設管理事業に18万4千円を、土木費では、町営住宅管理事業に90万5千円、

公共下水事業に１７０万８千円を、消防費では、消防防災専門員の新規雇用に係る費用９２万４千円をそれぞれ追加いたしました。

教育費では、教育委員会事務局費に１１万円、放課後児童クラブに２４万６千円、公民館管理費に１０万円、給食センター費に１９万４千円をそれぞれ増額するなど、その他の補正と合わせまして総額８０万円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第６

議案第８１号 令和６年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、議案第８２号 令和６年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに議案第８１号 令和６年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２２万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を４億７，２２３万９千円とするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金に歳出では、一般管理費に資格確認書作成に係る費用として、それぞれ２２万６千円を追加しております。

続きまして議案第８２号 令和６年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２万３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を７億７８５万６千円とするものでございます。

歳入では、繰入金４６万３千円を追加しておりますし、国庫支出金２９万円、支払基金交付金１８万９千円、県支出金７千円をそれぞれ減額し、合わせまして総額２万３千円を減額しております。

歳出では、一般管理費で制度改正に対応するためのシステム改修費用として５５万円、施設介護サービス給付費１６０万円などをそれぞれ追加し、地域密着型介護サービス給付費２３０万円を減額するなど、その他の補正と合わせまして総額２万３千円を減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第７

議案第８３号 令和６年度若桜町簡易水道事業会計補正予算（第３号）、議案第８４号 令和６年度若桜町下水道事業会計補正予算（第３号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに議案第８３号 令和６年度若桜町簡易水道事業会計補正予算について、でございますが、収益的収入では、営業外収益とし

て一般会計からの繰入金を、収益的支出では、営業費用として水質検査委託料などにそれぞれ４８６万８千円増額しております。

また、資本的収入では、一般会計からの繰入金を、資本的支出では、認可変更に係る委託料をそれぞれ２２８万５千円増額しております。

続きまして議案第８４号 令和６年度若桜町下水道事業会計補正予算について、でございますが、収益的収入及び収益的支出にそれぞれ１７０万８千円を増額補正しております。

収益的収入では、一般会計からの繰入金を、収益的支出では、公営企業法適用支援業務などの委託料をそれぞれ１７０万８千円増額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第８

議案第８５号 若桜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、議案第８６号 若桜町包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第８７号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第８８号 若桜町ふるさと応援寄付条例の一部改正について、議案第８９号 若桜町表彰条例の一部改正についてを、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに議案第８５号 若桜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第２４条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして議案第８６号 若桜町包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について、でございますが、これは、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして議案第８７号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜町営住宅の払い下げ事業に伴い地番の変更を行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第８８号 若桜町ふるさと応援寄付条例の一部改正について、でございますが、これは、条文中の字句の変更及び文化や芸術について学ぶ機会の充実に活用できるよう、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第８９号 若桜町表彰条例の一部改正について、でございますが、これは、表彰審査会の意見を踏まえ、功勞表彰の対象となる者等の規定について、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第 9

議案第 9 0 号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

それでは、ただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 9 0 号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更について、でございますが、これは、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約の一部を変更することについて、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による協議を行うため、同法第 2 9 0 条の規定により本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第 1 0

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 1 0 時 5 3 分 散 会